

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市児童福祉活動費補助金 (旧みらい子育てネットながくて活動費補助金)				担当部課	子ども部子ども未来課			
基本情報	支出根拠		補助要綱	有		長久手市児童福祉活動費補助金				
			根拠法令等	無						
	総合計画	基本目標	2 子どもが元気に育つまち-子ども				会計区分	一般会計		
		政策	2-2 子どもと通じて育て合い育ち合うまちづくり				予算区分	3-2-5 児童館費		
		施策	2-1-1 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進				中事業名	児童福祉活動費補助事業		
	補助制度開始年度		平成元 年度	制度終了(予定)年度	令和13 年度	細節名称	補助金			
	交付先(団体名) 又は対象者		みらい子育てネットながくて				交付年数【※】	通算 21年以上		
	会員数【※】		26		令和6年4月1日現在	会費【※】	300円			
	他団体への交付【※】		可能			制度の周知方法【※】	特になし			
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和5年度						
			例外規定	無し						
	最新年度の補助内容		補助対象経費	会場費、印刷費、交通費、通信費						
			補助対象事業費の総額	160,000円		補助金額	80,000円		事業全体の補助率	50%
			特記事項							
	補助金等の目的・内容・効果	目的		(市民生活の維持・向上に資するものか) 児童福祉の増進を図る						
内容		(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 長久手市内在住の児童を対象に、親子や世代間交流を促進する文化活動や、児童福祉の向上に寄与する活動に対して補助を行う。								
事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績 (2021)		R4年度実績 (2022)		R5年度実績 (2023)		R6年度予定 (2024)		
		児童作品展		児童館行事協力 夏休みイベント 食育イベント 児童作品展		児童館行事協力 夏休みイベント 食育イベント 児童作品展		児童館行事協力 夏休みイベント 食育イベント 児童作品展		
		238,467円		258,967円		161,448円		160,000円		
補助対象事業費		238,467円		258,967円		161,448円		160,000円		
補助金額		144,021円		189,000円		80,724円		予算額	189,000円	
財源		国及び県	円		円		円		円	
		市(一般財源)	189,000円		189,000円		189,000円		189,000円	
		その他	円		円		円		円	
補助金等の効果 ※今年度は予定		児童福祉の増進		児童福祉の増進		児童福祉の増進		児童福祉の増進		
今後の方向性・担当部署の自由意見		令和5年度より補助金ガイドラインに沿った新要綱を制定し、旧要綱は廃止。								

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	事業は、市内の児童館の事業のひとつとなっているため。	
	市民ニーズは認められるか	○	市内の小学生を対象に作品展を行っており、多くの応募があるため。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		○ 毎年度、継続的に事業遂行できているため。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか		○	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか		○	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか		× コロナ禍で事業縮小した年はあったが、可能な限りの事業は実施している。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】		○	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	団体としての収入が見込めないため。
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	対象団体の拡大を含めて要綱を見直し、事業費の半額としているため。
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】		○	
	市の施策的課題の解決につながるものか		○	
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か		○		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか		○ 児童館における事業を充実させるために必要な事業と考えるため。	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】		○ 団体が持つノウハウと自主性が活かされるため補助事業が適切である。	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか		○ 児童館は、特定の年代の児童を対象としているため、事業を継続的に実施していく必要があると考えるため。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）		× 補助金設立の経緯から現状は対象団体が限定されているが、要綱改正により対象団体の拡大に努めている。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】		○	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか		×	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】		○ 会の中で適切に行われている。	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか		○	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	補助団体は、補助金を活用して児童を対象とした食育イベントや作品展を開催し、児童福祉施策に寄与してきた。児童福祉施策を推進するためにも、機会の均等と周知が必要と考える。		

【※】欄は、団体補助のみ